

# 令和 7 年度(2025 年度)

## 川崎市健康安全研究所

### 理化学検査情報 Vol.3

#### 目 次

##### ○食品担当

1 食品添加物検査結果（令和 7 年 7 月～令和 7 年 9 月）	1
------------------------------------	---

##### ○水質・環境担当

2 水質検査結果（令和 7 年 7 月～令和 7 年 9 月）	4
---------------------------------	---

3 食品規格基準検査結果（令和 7 年 7 月～令和 7 年 9 月）	7
-------------------------------------	---

4 家庭用品検査結果（令和 7 年 7 月～令和 7 年 9 月）	8
-----------------------------------	---

5 医薬品成分検査結果（令和 7 年度分）	10
-----------------------	----

##### ○残留農薬・放射能担当

6 残留農薬検査結果（令和 7 年 7 月～令和 7 年 9 月）	12
-----------------------------------	----

(発行：令和 8 年 1 月 9 日)

# 1 食品添加物検査結果（令和7年7月～令和7年9月）（食品担当）

## （1）概要

川崎市内の店舗で販売されている食品について、次のような観点で検査しています。

- ア 使用が認められていない食品添加物（指定外添加物）が使用されていないか
- イ 食品添加物が使用基準に基づいて正しく使用されているか
- ウ 食品表示どおりに食品添加物が正しく使用されているか

＜参考リンク＞

川崎市健康安全研究所ホームページ「食品添加物検査」

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000051091.html>

## （2）根拠法令等

食品衛生法、食品表示法、川崎市食品衛生監視指導計画

＜参考リンク＞

川崎市ホームページ「監視指導計画及び実施結果について」

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000075711.html>

## （3）検査依頼元

川崎市保健所

## （4）検査結果

今回は、食品22検体、延べ66項目の検査を実施しました。

検査した項目については食品添加物の表示・使用基準ともに適切でした。

表1 食品添加物検査結果（令和7年7月～令和7年9月）

食品の種類	検体品目	検査項目※1	食品表示※2	検査結果	使用量等の最大限度※3	添加物分類
魚介類加工品	オイルサーディン	tert-ブチルヒドロキノン	-	不検出		酸化防止剤(指定外)
		ソルビン酸及びその塩類	無	不検出		保存料
		安息香酸及び安息香酸ナトリウム	無	不検出		保存料
		亜硫酸塩類	無	不検出		漂白剤・酸化防止剤
	かつお油漬けフレーク	ソルビン酸及びその塩類	無	不検出		保存料
		安息香酸及び安息香酸ナトリウム	無	不検出		保存料
		いかたこ天	ソルビン酸及びその塩類	無	不検出	保存料
		玉ねぎ天	ソルビン酸及びその塩類	無	不検出	保存料
		ごぼう天	ソルビン酸及びその塩類	無	不検出	保存料
		さつま揚げ	ソルビン酸及びその塩類	無	不検出	保存料
	さつま揚げ	ソルビン酸及びその塩類	無	不検出		保存料
肉卵類及びその加工品	焼豚	亜硝酸ナトリウム及び硝酸塩	無	不検出		発色剤
	ベーコン	亜硝酸ナトリウム及び硝酸塩	有	0.015g/kg	0.070g/kg	発色剤
穀類及びその加工品	中華麺	プロピレンジコール	無	不検出		製造用剤・品質保持剤
	中華麺	プロピレンジコール	無	不検出		製造用剤・品質保持剤
	平うち麺	プロピレンジコール	有	0.65%	2.0%	製造用剤・品質保持剤
	ちぢれ麺	プロピレンジコール	無	不検出		製造用剤・品質保持剤
菓子類	チョコレート	tert-ブチルヒドロキノン	-	不検出		酸化防止剤(指定外)
		ソルビン酸及びその塩類	無	不検出		保存料
		安息香酸及び安息香酸ナトリウム	無	不検出		保存料
		サイカラミン酸	-	不検出		甘味料(指定外)
		アセスルファムカリウム	無	不検出		甘味料
	クッキー	tert-ブチルヒドロキノン	-	不検出		酸化防止剤(指定外)
		ソルビン酸及びその塩類	無	不検出		保存料
		安息香酸及び安息香酸ナトリウム	無	不検出		保存料
		サイカラミン酸	-	不検出		甘味料(指定外)
		アセスルファムカリウム	無	不検出		甘味料

表1 食品添加物検査結果（令和7年7月～令和7年9月）

食品の種類	検体品目	検査項目 ※1	食品表示 ※2	検査結果	使用量等の最大限度 ※3	添加物分類	
菓子類	グミ	ソルビン酸及びその塩類	無	不検出		保存料	
		安息香酸及び安息香酸ナトリウム	無	不検出		保存料	
		サイクランシン酸	-	不検出		甘味料(指定外)	
		サッカリン及びその塩類	無	不検出		甘味料	
		許可酸性タール色素 ※4	食用青色1号	食用青色1号	量規制無し	着色料	
		アゾルビン	-	不検出		着色料(指定外)	
		キノリンイエロー	-	不検出		着色料(指定外)	
		バテントブルー	-	不検出		着色料(指定外)	
	グミ	ソルビン酸及びその塩類	無	不検出		保存料	
		安息香酸及び安息香酸ナトリウム	無	不検出		保存料	
清涼飲料水	ライスマilk	アセスルファムカリウム	無	不検出		甘味料	
		許可酸性タール色素 ※4	無	不検出		着色料	
		サッカリン及びその塩類	無	不検出		甘味料	
		亜硫酸塩類	無	不検出		漂白剤・酸化防止剤	
		ソルビン酸及びその塩類	無	不検出		保存料	
	コーラ	安息香酸及び安息香酸ナトリウム	有	0.17g/kg	0.60g/kg	保存料	
		サイクランシン酸	-	不検出		甘味料(指定外)	
		サッカリン及びその塩類	無	不検出		甘味料	
		アセスルファムカリウム	無	不検出		甘味料	
		許可酸性タール色素 ※4	食用黄色4号	食用黄色4号	量規制無し	着色料	
ココナッツミルク	ココナッツミルク	ソルビン酸及びその塩類	無	不検出		保存料	
		安息香酸及び安息香酸ナトリウム	無	不検出		保存料	
		バラオキシ安息香酸エチル	無	不検出		保存料	
		バラオキシ安息香酸イソプロピル	無	不検出		保存料	
		バラオキシ安息香酸プロピル	無	不検出		保存料	
		バラオキシ安息香酸イソブチル	無	不検出		保存料	
		バラオキシ安息香酸ブチル	無	不検出		保存料	
		ソルビン酸及びその塩類	無	不検出		保存料	
		安息香酸及び安息香酸ナトリウム	無	不検出		保存料	
		許可酸性タール色素 ※4	無	不検出		着色料	
梅サイダー	梅サイダー	バラオキシ安息香酸エチル	無	不検出		保存料	
		バラオキシ安息香酸イソプロピル	無	不検出		保存料	
		バラオキシ安息香酸プロピル	無	不検出		保存料	
		バラオキシ安息香酸イソブチル	無	不検出		保存料	
		バラオキシ安息香酸ブチル	無	不検出		保存料	
		ソルビン酸及びその塩類	無	不検出		保存料	
		安息香酸及び安息香酸ナトリウム	無	不検出		保存料	
		許可酸性タール色素 ※4	無	不検出		着色料	
		バラオキシ安息香酸エチル	無	不検出		保存料	
		バラオキシ安息香酸イソプロピル	無	不検出		保存料	
酒精飲料	韓国焼酎	バラオキシ安息香酸プロピル	無	不検出		保存料	
		バラオキシ安息香酸イソブチル	無	不検出		保存料	
		バラオキシ安息香酸ブチル	無	不検出		保存料	
		亜硫酸塩類	無	不検出		漂白剤・酸化防止剤	
		ソルビン酸及びその塩類	無	不検出		保存料	
		サイクランシン酸	-	不検出		甘味料(指定外)	
		サッカリン及びその塩類	無	不検出		甘味料	

#### ※1 検査項目

検査項目となる食品添加物は、川崎市食品衛生監視指導計画に基づいて検査依頼元が選定しています。

<参考リンク>

消費者庁ホームページ「食品表示法等（法令及び一元化情報）」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/)

→食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）別添 添加物関係

#### ※2 食品表示

「有」は、検査項目の食品添加物の使用が記載されていること（店頭表示等含む）、「無」は、食品表示（店頭等含む）に検査項目の食品添加物表示がないことを示しています。検査項目の食品添加物が日本で使用を認められていない場合は、「無」ではなく「-」と示しています。

#### ※3 使用量等の最大限度

食品添加物には、食品衛生法に基づいて使用基準（使用量等の最大限度、対象食品など）が定められているものがあり、その範囲内において使用が認められています。※2の食品表示「有」の検体については、その検体品目での使用量等の最大限度を示しています。

<参考リンク>

消費者庁ホームページ「食品添加物の安全確保」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards\\_evaluation/food\\_additives/assets/000798511.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/food_additives/assets/000798511.pdf)

(公財) 日本食品化学研究振興財団ホームページ「添加物使用基準リスト」

<http://www.ffcr.or.jp/tenka/list/post-17.html>

※4 許可酸性タール色素

食品添加物として日本で使用が認められている酸性タール色素は12種類（食用赤色2号、食用赤色3号、食用赤色40号、食用赤色102号、食用赤色104号、食用赤色105号、食用赤色106号、食用黄色4号、食用黄色5号、食用緑色3号、食用青色1号、食用青色2号）あり、検出された色素名を検査結果としています。

## 2 水質検査結果（令和7年7月～令和7年9月）（水質・環境担当）

### （1）概要

川崎市では、市民の日常生活に密着した環境衛生及び水道衛生関係施設に対し、法令や年間の監視指導計画に基づき立入検査を行っており、健康安全研究所の水質・環境担当では、関係法令の規定に基づき、いわゆる容器に貯められた様々な水を検査しています。

#### ア 受水槽水

マンションやビルなどにおける飲料水は、上下水道局から配水される水道水をいったん受水槽に貯めたあと、ポンプで屋上などにある高置水槽にくみ上げてから各室に給水されている（高置水槽がない場合もあります）場合があり、建物の所有者（管理者）が自主的に管理することとされていますが、適正な維持管理状況を確認するため、必要に応じて水質検査を行っています。

#### イ 災害用井戸水

災害時に備え、地域住民への安全で衛生的な生活用水の供給源として、要綱に基づき災害用井戸が選定されており、定期的に水質検査を行っています。

#### ウ 浴槽水

公衆浴場法や旅館業法の営業許可施設に設置された浴槽の湯水、薬湯、温泉水、原湯・原水等の衛生管理状況を確認しています。

#### エ プール水

スポーツクラブなどに設置される遊泳用プールの水質等の衛生管理状況を確認しています。

### （2）根拠法令等

#### ア 受水槽水

水道法、水質基準に関する省令、川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例・同施行規則

#### イ 災害用井戸水

災害時における飲料水及び生活用水の供給源としての井戸及び受水槽の有効活用に関する要綱

#### ウ 浴槽水

公衆浴場法、川崎市公衆浴場法施行条例、旅館業法、川崎市旅館業法施行条例

#### エ プール水

神奈川県水浴場等に関する条例、プール付帯施設における衛生管理ガイドライン

### （3）検査依頼元

川崎市保健所

<参考リンク>

川崎市健康安全研究所ホームページ「水質検査」

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000051400.html>

災害用選定井戸について

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000021481.html>

## 川崎市健康福祉局 区役所衛生課リーフレット

「あなたのビルやマンションの飲み水は大丈夫？」

[https://www.city.kawasaki.jp/350/cmsfiles/contents/0000060/60389/daijyoubu\\_ri-furetto.pdf](https://www.city.kawasaki.jp/350/cmsfiles/contents/0000060/60389/daijyoubu_ri-furetto.pdf)

### (4) 検査結果

令和7年7月～令和7年9月の検体数は114件で検査項目数は236項目でした。検査結果については表2のとおりです。基準値を超過した件数は災害用井戸水で1件、浴槽水で5件(温泉1件を含む)、プール水で2件です。

災害用井戸水の検査対象は、いずれも生活用水供給施設として選定されている井戸であり、災害時には飲用以外で提供されます。なお、災害用井戸水に対して基準値は設定されていないため、水道法に基づく水道水質基準をあてはめて評価しています。

浴槽水のうち、温泉や薬湯などの有機物、過マンガン酸カリウム消費量及び濁度は、その成分に由来する物質により数値が高くなることがあるため、汚濁の指標にならない場合があります。

飲用に供しない災害用井戸水や温泉等については、保健所の監視員が総合的に判断して必要に応じた指導を行います。

表2 水質検査結果（令和7年7月～令和7年9月）

種類	検体数	検査項目									
		亜硝酸態窒素	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	塩化物イオン	臭気	pH値	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	色度	濁度	有機物(全有機炭素の量)	鉄及びその化合物
基準	0.04mg/L以下	10mg/L以下	200mg/L以下	異常がないこと	5.8以上8.6以下	300mg/L以下	5度以下	2度以下または5度以下	3mg/L以下または8mg/L以下	0.3mg/L以下	25mg/L以下または12mg/L以下
※1	※2	※3	※4								
災害用井戸水	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-
基準超過	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	-
浴槽水	50	-	-	-	-	-	-	-	50	47	-
基準超過	5	-	-	-	-	-	-	-	0	5	-
プール水	63	-	-	-	-	-	-	-	63	-	-
基準超過	2	-	-	-	-	-	-	-	0	-	2
計	114	1	1	1	1	1	1	1	114	48	1
											66

※1 色度・濁度の一部及び過マンガン酸カリウム消費量以外は水道法、水質基準に関する省令に基づく水道水質基準を記載しています。

※2 災害用井戸水及びプール水は2度以下、浴槽水は5度以下の基準が適用されます。

※3 災害用井戸水は3mg/L以下、浴槽水は8mg/L以下の基準が適用されます。

※4 浴槽水は25mg/L以下、プール水は12mg/L以下の基準が適用されます。

表中、上段は検査数、下段は基準超過数、「-」は検査対象外の項目を示します。

## (5) 解説

### 【検査項目について】

#### ア 亜硝酸態窒素

窒素肥料、腐敗した動植物、家庭排水等に由来します。体内で赤血球のヘモグロビンと反応してメトヘモグロビンを生成し、全身への酸素の運搬を阻害するメトヘモグロビン血症を引き起こす原因となります。

#### イ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

環境中で亜硝酸態窒素は硝酸態窒素に変化します。硝酸態窒素を多量に含む水を摂取した場合、体内細菌により硝酸態窒素は亜硝酸態窒素へと代謝されるため、硝酸態窒素と亜硝酸態窒素の合計量で評価されます。

#### ウ 塩化物イオン

自然水は常に地質に由来する多少の塩化物イオンを含んでいますが、下水、工業排水、生活排水、し尿などの混入により増加することがあり、水質汚濁の指標の一つとなっています。

#### エ 臭気

水の臭気は水に溶解している種々の物質が原因となります。水道において問題となる臭気物質は、藻類や放線菌等の生物に起因するかび臭物質、フェノールなどの有機化合物が主なものです。

#### オ pH値

水の基本的な指標の一つであり、理化学的水質、生物学的水質、浄水処理効果、管路の腐食などに関係する重要な因子です。

#### カ カルシウム、マグネシウム等（硬度）

水中のミネラル分であるカルシウムイオンとマグネシウムイオンの量を表したものです。

硬度が高すぎるとせっけんの洗浄効果が低下する、物が煮えにくくなるなど好ましくない影響が出ます。また胃腸を害して下痢を起こすことがあります。

#### キ 色度

水中に含まれる溶存性物質およびコロイド性物質が呈する黄褐色の程度のことです。原水においては、主に地質に由来するフミン質、フミン酸鉄による呈色と同じ色調の色について測定されます。水道水においては配管等からの鉄の流出などによって色度が高くなることがあります。

#### ク 濁度

濁度は、給水栓中の濁りは給・配水施設や管の異常を示すものとして重要です。

#### ケ 有機物（全有機炭素の量）

水に含まれる有機物の量を表し、有機物汚濁の指標です。自然界では動植物の腐敗や土壌に由来します。また、し尿、工場排水、生活排水によっても増加します。温泉や薬湯以外の浴槽水及びプール水の有機物は人体由来と考えられます。

#### コ 鉄及びその化合物

自然水中に含まれる鉄は、地質に起因するものほか鉱山排水、工場排水などからの場合もあります。濃度が高くなると水に色がつきはじめ洗濯物を着色する原因になります。また臭気や苦味を与えます。

## サ 過マンガン酸カリウム消費量

水中の有機物や還元性物質（被酸化性物質）の量を、一定の条件下で酸化させるのに必要な過マンガン酸カリウムの量として表したものです。有機物が多い水では消毒に用いる塩素の消費量が多くなります。

### 3 食品規格基準検査結果（令和7年7月～令和7年9月）（水質・環境担当）

#### (1) 概要

保健所や保健所支所に所属する食品衛生監視員が収去した市内で販売されている食品等について、食品衛生法に基づき金属類やシアン等の検査を実施しています。

#### (2) 根拠法令等

「食品衛生法」

「川崎市食品衛生監視指導計画」

#### (3) 検査依頼元

川崎市保健所

<参考リンク>

川崎市健康安全研究所ホームページ「環境検査」

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000052911.html>

川崎市ホームページ「令和7年度川崎市食品衛生監視指導計画」

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000075709.html>

#### (4) 検査結果

清涼飲料水及び粉末清涼飲料計3検体について検査を実施しました。検査結果については表3のとおりです。

表3 食品規格基準検査結果（令和7年7月～令和7年9月）

種類	検体数	検査項目				
		混濁	沈殿又は固形の異物	ヒ素	鉛	スズ
基準		混濁したものであってはならない	沈殿物又は固形の異物のあるものであってはならない	検出してはならない	検出してはならない	150.0 ppm以下
清涼飲料水・粉末清涼飲料	3	3	3	2	2	1
基準超過	0	0	0	0	0	0

表中、上段は検査数、下段は基準超過数を示します。

## (5) 解説

### 【検査項目について】

#### ア 混濁、沈殿物又は固形の異物（清涼飲料水・粉末清涼飲料）

混濁、沈殿物又は固形の異物は全ての清涼飲料水に適用される一般規格であり、混濁したものであってはならない、沈殿物又は固形の異物のあるものであってはないと定められています。ただし、原材料に由来するもので人の健康を損なうおそれがない場合には、混濁、沈殿物又は固形物の含有が認められています。

#### イ ヒ素及び鉛（清涼飲料水・粉末清涼飲料）

ヒ素及び鉛は、「ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水」の個別規格にあたり、「ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水」について、ともに「検出するものであってはならない」と定められています。

#### ウ スズ（清涼飲料水・粉末清涼飲料）

スズは全ての清涼飲料水に適用される一般規格です。

スズは加工がしやすく錆びないため金属製容器包装や食器等に用いられており、金属製容器包装入りの清涼飲料水について、スズの含有量は 150.0ppm を超えるものであってはないと定められています。

## 4 家庭用品検査結果（令和7年7月～令和7年9月）（水質・環境担当）

### (1) 概要

家庭用品とは、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」において「主として一般消費者の生活に供される製品」と定義され、繊維製品、エアゾル製品、接着剤、塗料、洗浄剤、防虫木材等があります。これら以外の食品、食器、おもちゃ、医薬品、化粧品等は、「食品衛生法」や「医薬品医療機器等法」等の他の法律によって安全対策が取られています。

私たちが日常生活で使用している家庭用品には、品質や機能の向上を目的にさまざまな化学物質が含まれていますが、含有する化学物質やその濃度によっては皮膚障害や発がん等の健康被害を起こすことがあります。そこで、消費者の健康を守ることを目的に、家庭用品に含まれる化学物質について法律で規制されています。

川崎市では、保健所に所属する家庭用品衛生監視員が、年間を通じて市内で販売されている家庭用品を試買し、健康安全研究所水質・環境担当で検査を行っています。基準超過が判明した場合は家庭用品衛生監視員が事業者に対して指導を行っています。

## (2) 根拠法令

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」

## (3) 検査依頼元

川崎市保健所

<参考リンク>

川崎市健康安全研究所ホームページ「環境検査」

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000052911.html>

厚生労働省ホームページ「家庭用品の安全対策」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/katei.html>

## (4) 検査結果

令和7年7月～令和7年9月の検査結果は表4のとおりです。

市内で販売されている繊維製品35検体(24ヶ月以内の乳幼児用の繊維製品27検体を含む)についてホルムアルデヒドの検査を実施し、基準超過はありませんでした。

家庭用ワックス、接着剤及び家庭用塗料計6検体について有機水銀化合物、トリフェニル錫化合物、トリブチル錫化合物の検査を実施し、基準超過はありませんでした。

表4 家庭用品検査結果（令和7年7月～令和7年9月）

種類	検体数	検査項目			
		ホルムアルデヒド	有機水銀化合物	トリフェニル錫化合物	トリブチル錫化合物
基準値		※1	水銀として 1ppm以下	錫として 1ppm以下	錫として 1ppm以下
繊維製品	35	35	-	-	-
基準超過	0	0	-	-	-
家庭用ワックス	6	-	6	6	6
家庭用接着剤					
家庭用塗料					
基準超過	0	-	0	0	0
計	41	35	6	6	6

※1 繊維製品のうちおしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具であって生後24ヶ月以下の乳幼児用のものは16ppm以下、繊維製品のうち下着、寝衣、手袋、くつした及びたびについては75ppm以下の基準が適用されます。

表中、上段は検査数、下段は基準超過数、「-」は検査対象外の項目を示します。

## (5) 解説

### 【検査項目について】

#### ア ホルムアルデヒド

ホルムアルデヒドは、家庭用品では衣類のプリント加工、防しわ加工に、たび並びにかつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたどめに使用される接着剤に防腐剤として使われることがあります、高濃度のホルムアルデヒドに接触すると、かゆみやかぶれ等の皮膚障害や皮膚アレルギーを起こす可能性があります。特に赤ちゃんの肌は敏感なため、24月以内の乳幼児用の繊維製品は基準が厳しく設定されています。

ホルムアルデヒドは水によく溶けるので、購入した衣類は着用前に洗濯をすることほぼ取り除くことができます。また、他の製品からホルムアルデヒドに汚染されること（移染）を避けるため、袋に入っている衣類はむやみに開けないようにしましょう。

#### イ 有機水銀化合物

有機水銀化合物は、強力な殺菌作用や防かび作用があり、家庭用品に使用されていました。これらの物質は、皮膚への接触又は吸入によって体内に取り込まれ、神経症状を起こし、言語、視野及び聴覚障害、四肢の運動麻痺等が現れる恐れがあります。

現在は法律により、人体に接触する可能性が高い家庭用品には、有機水銀化合物による加工が実質的に不可能な基準値（水銀として1ppm以下）が設定されています。

#### ウ トリフェニル錫化合物、トリブチル錫化合物

有機錫化合物は殺菌力を持ち、水性塗料や接着剤の防かび剤等に用いられていました。これらの物質は、皮膚刺激性があり、皮膚から吸収されやすく、長期間摂取すると生殖機能に障害を与えることがあります。

現在は法律により、人体に直接接触する可能性のある家庭用品には、これらの有機錫化合物を使用させないという目的で基準値（錫として1ppm以下）が設定されています。

## 5 医薬品成分検査結果（令和7年度分）（水質・環境担当）

### (1) 概要

医薬品は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「医薬品医療機器等法」という。）により、病気の診断、治療、予防に使用されるもの、身体の構造または機能に影響を及ぼすことを目的としたものと定義されています。医薬品の製造や販売をするには成分、用法、用量、効能、効果、副作用、有効性及び安全性等を審査し、承認許可を受ける必要があります。

昨今の健康志向の高まりに伴い、店舗や通信販売等で健康食品やサプリメントが広く流通していますが、これらは医薬品ではないため、これらに医薬品成分が含まれていると、無承認無許可医薬品として違法な製品となります。このような製品の摂取による体調不良や死亡事例等の健康被害も報告されているため、無承認無許可医薬品については、製造はもとより販売も禁止されています。

当所においても医薬品医療機器等法に基づき、保健所から搬入された市内で販売されている瘦身系や強壮系の健康食品及びローション、クリーム等について、製品中に医薬品成分が含まれていないか検査をし、無承認無許可医薬品の流通防止と市民の健康・安全の確保に努めています。

## (2) 根拠法令等

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」

(昭和 46 年 6 月 1 日付け厚生省薬務局長通知) 「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」

## (3) 検査依頼元

川崎市保健所

<参考リンク>

厚生労働省ホームページ「無承認無許可医薬品情報」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/diet/musyounin.html>

厚生労働省ホームページ「医薬品等を海外から購入しようとされる方へ」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/iyakuhin/kojinyunyu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/kojinyunyu/index.html)

## (4) 検査結果

結果は表 5 のとおりです。痩身系健康食品 7 検体、強壮系健康食品 9 検体及びローション類 4 検体、計 20 検体について、計 109 項目の検査を実施し、医薬品成分はいずれも検出されませんでした。

表 5 医薬品成分検査結果（令和 7 年度分）

種類	検体数	検査項目													
		フェノール	フェンフルラミン	シブトラミン	マジンドール	クロルプロパミド	トルブタミド	オリスタット	シルデナフィル	タダラフィル	バルデナフィル	クロロブレタダラフィル	グリベンクラミド	ヨヒンビン	リドカイン
健康食品(痩身系)	7	7	7	7	7	7	7	7	-	-	-	-	-	-	-
医薬品成分検出	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-
健康食品(強壮系)	9	-	-	-	-	-	-	-	9	11	9	9	9	9	-
医薬品成分検出	0	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	-
ローション類	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
医薬品成分検出	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
計	20	7	7	7	7	7	7	7	9	11	9	9	9	9	4

表中、上段は検査依頼件数、下段は医薬品成分検出数、「-」は検査依頼のない項目を示します。

※ タダラフィルに関しては、カプセル皮膜を2件併せて検査しています。

## 6 残留農薬検査結果（令和7年7月～令和7年9月）（残留農薬・放射能担当）

令和7年7月～令和7年9月は、市内流通食品のかぶ、きゅうり、なす、ブロッコリー、チンゲン菜、トマト、さつまいも、大根、パプリカ、りんご、ズッキーニ、ピーマン、小松菜、日本なしを各々1件（計14検体）残留農薬検査を実施しました。

結果については、かぶ、ブロッコリー、トマト、パプリカ、ズッキーニで農薬を検出しました。検出農薬名、検出値等については表6のとおりで、基準値を超えるものはありませんでした。

表6 残留農薬検査結果（令和7年7月～令和7年9月）

農産物、畜産物	産地	検査項目数	検出農薬名	検出値(ppm)	基準値(ppm)
かぶ	千葉県	50	チアメトキサム	0.009	0.5
きゅうり	神奈川県	50	-	-	-
なす	山梨県	50	-	-	-
ブロッコリー	北海道	50	フルフェノクスロン	0.013	2
チンゲン菜	茨城県	50	-	-	-
トマト	群馬県	50	ボスカリド	0.017	5
さつまいも	千葉県	50	-	-	-
大根	北海道	50	-	-	-
パプリカ(黄)	韓国	50	アゾキシストロビン	0.018	3
りんご	青森県	50	-	-	-
ズッキーニ	群馬県	50	トルクロホスマチル	0.008	0.01
ピーマン	茨城県	50	-	-	-
小松菜	茨城県	50	-	-	-
日本なし	千葉県	50	-	-	-

### ＜検出された農薬について＞

#### ○ チアメトキサム

ネオニコチノイド系殺虫剤です。昆虫中枢神経系のニコチン性アセチルコリン受容体に作用することにより殺虫効果を示すと考えられています。日本での適用作物は果実（すいか、もも、りんご等）、野菜（かぶ、キャベツ、はくさい等）、茶等があり、製剤はアクタラ顆粒水溶剤等があります。

アブラムシ、カメムシ等の害虫に高い活性を示します。

### ＜参考リンク＞

消費者庁ホームページ 「食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会」

薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 農薬・動物用医薬品部会報告

農薬「チアメトキサム」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards\\_evaluation/pesticide\\_residues/positive\\_list/meeting\\_report/assets/0000112020.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/positive_list/meeting_report/assets/0000112020.pdf)

## ○ フルフェノクスロン

ベンゾイルフェニル尿素系の殺虫剤です。キチン質合成を阻害することによって昆虫生育（脱皮）阻害作用を示すと考えられています。日本での適用作物は果実（かんきつ、りんご、なし、もも等）、野菜（キャベツ、はくさい、非結球あぶらな科葉菜類、レタス、トマト等）、茶等があり、製剤はカスケード乳剤等があります。

コナガ、アオムシ、マメハモグリバエ等の害虫に高い活性を示します。

<参考リンク>

消費者庁ホームページ 「食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会」

薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 農薬・動物用医薬品部会報告

農薬「フルフェノクスロン」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards\\_evaluation/pesticide\\_residues/positive\\_list/meeting\\_report/assets/000938310.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/positive_list/meeting_report/assets/000938310.pdf)

## ○ ボスカリド

アミド系の殺菌剤です。ミトコンドリア内膜の酵素の電子伝達を阻害することで殺菌作用を示すと考えられています。日本での適用作物は果実（かんきつ類、りんご、なし等）、野菜（トマト、きゅうり、にんじん、キャベツ等）等があり、製剤はカンタスドライフロアブル等があります。

葉かび病、灰色かび病、すすかび病等、幅広い病害を抑えます。

<参考リンク>

消費者庁ホームページ 「食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会」

薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 農薬・動物用医薬品部会報告

農薬「ボスカリド」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards\\_evaluation/pesticide\\_residues/positive\\_list/meeting\\_report/assets/0000162301.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/positive_list/meeting_report/assets/0000162301.pdf)

## ○ アゾキシストロビン

ストロビルリン系殺菌剤です。ミトコンドリアのシトクローム bc1 複合体の Qo 部位 に結合することで電子伝達系を阻害し、菌の呼吸を阻害することにより抗菌作用を示すと考えられています。日本での適用作物は果実（バナナ、なし、ぶどう、りんご等）、野菜（ほうれんそう、こまつな等）、稻等があり、製剤はユニフォーム粒剤等があります。

黒星病、べと病等、幅広い病害を抑えます。

<参考リンク>

消費者庁ホームページ 「食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会」

薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 農薬・動物用医薬品部会報告

農薬「アゾキシストロビン」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards\\_evaluation/pesticide\\_residues/positive\\_list/meeting\\_report/assets/000661681.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/positive_list/meeting_report/assets/000661681.pdf)

## ○ トルクロホスメチル

有機リン系化合物に属する殺菌剤です。細胞の運動機能や細胞分裂の制御機構に作用することで殺菌効果を示すと考えられています。日本での適用作物は野菜（なす、きゅうり、にんじん等）等があり、製剤はリゾレックス粉剤等があります。

苗立枯病、根腐病等、幅広い病害を抑えます。

＜参考リンク＞

消費者庁ホームページ 「食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会」

薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 農薬・動物用医薬品部会報告

農薬「トルクロホスメチル」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards\\_evaluation/pesticide\\_residues/positive\\_list/meeting\\_report/assets/000986117.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/positive_list/meeting_report/assets/000986117.pdf)